



高木尚

閑心雜誌

安政六年
春
自序

子稿

洋学文庫
文庫 8
C 329



目錄

己酉年旨永持亭江師英也德り付
 加比丹和蘭領事官中より致す
 己酉年旨備中より致す
 己酉年旨備中より致す
 己酉年旨備中より致す
 己酉年旨備中より致す
 己酉年旨備中より致す
 己酉年旨備中より致す
 己酉年旨備中より致す
 己酉年旨備中より致す
 己酉年旨備中より致す



職保氏心造書

己酉年旨永持亭江師英也德り付
 加比丹和蘭領事官
 トシクルキリコニユス也

十七年斗前英國領事官起 廣東 和心乞條約

多結 上和騰 本個唐國之内 五港即 廣東 厦門 寧波 福州 上海

本英人其代國人 之為 本官 居住 在 係 系地 所 領事

借代 高買 出 來 方 支 唐 人 外 國 人 之 在 色 別

右 五 港 官 在 之 外 國 官 吏 唐 國 之 人 職 書 籍

性 德 西 房 亦 多 之 又 其 應 對 書 籍 之 文 言 亦 亦

等 早 之 方 支 亦 亦 之 港 之 内 厦 門 之 英 國 領 事 官

英 國 領 事 官 亦 亦 之 港 之 内 厦 門 之 英 國 領 事 官

廣東港下沈泊之英軍軍艦 廿一廿二日初接合
相商然合之條約西之德全之心得遂自右唐人
四格之時之內五言其一一一歲多之沙所之乃有再
應據合之得者有無之五言其一一一其後廿一廿二
訂打右德之籍所之度之軍兵之迎之其也
又之西德之其五言其一一一其後廿一廿二
廿一廿二一守軍艦之內德兵船ハルコウカ
上之德兵一其五言其一一一其後廿一廿二
此之廣東之各據其一一一其後廿一廿二
曲歸之其也 廿一廿二一其官吏之其也

去官之其也 廿一廿二一其官吏之其也
其人亦殘存也 廿一廿二一其官吏之其也
其上也亦一其也 廿一廿二一其官吏之其也
東之據其一一一其後廿一廿二
不仁之其也 廿一廿二一其官吏之其也
西軍艦之廣東港沈泊之其軍兵也上德也
高館之其也 廿一廿二一其官吏之其也
其也 廿一廿二一其官吏之其也
其也 廿一廿二一其官吏之其也

別段了及漢判招討の事、是れ有極の事、不了及混
雜の事、篤し思慮を盡し、海軍の外國船中
立山、廉平、長、一、美、大、速、三、返、到、習、去、如、前、及、速、
以、候、之、外國之風俗、其、叶、常、皆、是、亦、出、合、之、候
亦、且、此、色、許、一、長、成、程、之、事、一、速、之、出、免、去、候、方
之、程、却、此、色、許、難、去、候、方、此、中、亦、一、長、成、候、程、強、之、事
中、之、程、也、此、色、免、之、程、之、事、也、海、軍、之、中、之、色、免、
此、色、免、之、程、之、事、一、實、此、色、許、難、去、候、程、也、
海、軍、中、之、程、也、此、色、免、之、程、之、事、一、長、成、候、程、也、
速、之、程、也、此、色、免、之、程、之、事、一、長、成、候、程、也、
此、色、免、之、程、之、事、一、長、成、候、程、也、
清、國、威、也、其、威、也、夫、友、之、り、乞、之、の、之、方、之、威、也、其、威、
之、事、一、長、成、候、程、也、
兵、船、之、事、一、長、成、候、程、也、

唐國之弊、之、太、等、事、の、起、り、の、自、分、弱、り、知、ら、ざ、る、に、
智、難、中、一、事、也、之、能、く、以、知、れ、る、事、也、唐、國、の、
弱、り、の、事、一、長、成、候、程、也、
之、事、一、長、成、候、程、也、
唐、國、の、其、地、理、連、續、は、在、り、
海、軍、之、事、一、長、成、候、程、也、
及、其、能、く、以、知、れ、る、事、也、
唐、國、一、件、也、
加、比、丹、中、也、

己酉年、中、傳、中、の、唐、國、の、事、一、長、成、候、程、也、
其、事、一、長、成、候、程、也、
評、定、一、座、海、軍、也、
長、海、下、國、也、

英人廣東地盤排上案自和案加以外活從報
再應熟考亦以業人之事立今夕之事一
事一追之通了以事之少右有便也情願之逐
占陸命當年合附命以保之也亦中實了當時
外由人活之振事情之應保我國人
子租亦約之能之保之保之保之保之保之
廣東之之渡輪之之渡輪之之渡輪之之渡輪之
下局保之在之張寬承以事之清視法之
變應在能初以多路之也亦以中實承業
之活振名也之活振名也之活振名也之活振名也
原領未之保之古之古之古之古之古之古之
之想之礙一之之之之之之之之之之之之之
一言之之實之子也亦在也七張亦成者外由人

後備之之之之之之之之之之之之之之之之
因物之由之振之之之之之之之之之之之之之
總之而之也之也之也之也之也之也之也之也
之也之也之也之也之也之也之也之也之也
英吉利洋判記要書判和官吏中之之之之
今般業人之之之之之之之之之之之之之之
活活活活活活活活活活活活活活活活活活
之之之之之之之之之之之之之之之之之之
活活活活活活活活活活活活活活活活活活
右之之之之之之之之之之之之之之之之之之
之之之之之之之之之之之之之之之之之之

夫... 依... 書... 己... 己...

己... 評定... 海防... 筒井... 箱...

評定不一座
海防...
筒井...
箱...

要... 道中... 途... 津... 控... 登... 應... 有... 了...

他後人回きしづき又疑ふ事ありて陛下深切に貴
威あるハリスを保護して陛下の爲に陛下の
言を十分信用し給ふ事ありて陛下の疑ふ事
有りて
陛下と安全の保護を以て陛下の御念に
仰せ書し合はれ國々國を以てハリスに御念を
自ラ性名を以て書さス

千八百五拾九年九月廿日

フランクリンピールセ
セクレタリスフハンスタート
ウエエルルシ

筆親 谷官 筆親

無事利加使節拜禮し喜ぶ事ありて和能

陛下し意に適はせ給ふ事あり

マイエスニイト合はれ國々大統領の言を信用し御
時陛下し安全幸福の爲

陛下に邦々諸國のためマイエスニイト大統領御
願ふ事ありて陛下の御念を以て書し合はれ
全權使節の言を以て書し合はれ

陛下に意に合はせ給ふ事ありて陛下の御念に
且又ハリスに御念を以て書し合はれ陛下の御念に
あはせ給ふ事ありて陛下の御念に

十月廿三日

信節の反響

去日余可無事利和候に登

城守守久の言に申すに猶一冊に候高口下候
相解に再為り申す邊に

去日也方不下候に申すに

上

今也去日候に申すに

去日

信節の反響

信節の反響表阿葉池五高に候に申すに

去日也方不下候に申すに

信節の反響に申すに
去日也方不下候に申すに

上

信節の反響

去日也方不下候に申すに

遠境に候に候に申すに
去日也方不下候に申すに

去日也方不下候に申すに

去日也方不下候に申すに
去日也方不下候に申すに

一 夫在英吉利之國、
中、
唐國、
在右阿片也、
客、

一 唐國、
在右阿片也、
客、

一 古、
在右阿片也、
客、

一 英人、
在右阿片也、
客、

一 一、
在右阿片也、
客、

一 一、
在右阿片也、
客、

一 一、
在右阿片也、
客、

一 一、
在右阿片也、
客、

一 一、
在右阿片也、
客、

一 一、
在右阿片也、
客、

一 邦に保ちて格別貴き事あり是れ其の第一也
 一 邦に保ちて格別貴き事あり是れ其の第二也
 一 邦に保ちて格別貴き事あり是れ其の第三也
 一 邦に保ちて格別貴き事あり是れ其の第四也
 一 邦に保ちて格別貴き事あり是れ其の第五也
 一 邦に保ちて格別貴き事あり是れ其の第六也
 一 邦に保ちて格別貴き事あり是れ其の第七也
 一 邦に保ちて格別貴き事あり是れ其の第八也
 一 邦に保ちて格別貴き事あり是れ其の第九也
 一 邦に保ちて格別貴き事あり是れ其の第十也

一 邦に保ちて格別貴き事あり是れ其の第一也
 一 邦に保ちて格別貴き事あり是れ其の第二也
 一 邦に保ちて格別貴き事あり是れ其の第三也
 一 邦に保ちて格別貴き事あり是れ其の第四也
 一 邦に保ちて格別貴き事あり是れ其の第五也
 一 邦に保ちて格別貴き事あり是れ其の第六也
 一 邦に保ちて格別貴き事あり是れ其の第七也
 一 邦に保ちて格別貴き事あり是れ其の第八也
 一 邦に保ちて格別貴き事あり是れ其の第九也
 一 邦に保ちて格別貴き事あり是れ其の第十也

一 去つる條約は法を以て山川沖へ中破し軍船に
 連乘るは若し條約に依りては格別之を違ふ事なき
 一 今般方統額が私を就くは熱心之意の起る後之陽を
 中へ出さる事なきは外國の條約に依りては格別之
 中へ出さる事なきは外國の條約に依りては格別之
 一 去つる條約は法を以て山川沖へ中破し軍船に
 連乘るは若し條約に依りては格別之を違ふ事なき
 一 今般方統額が私を就くは熱心之意の起る後之陽を
 中へ出さる事なきは外國の條約に依りては格別之
 中へ出さる事なきは外國の條約に依りては格別之

一 是等事ありホルトカル人々之を以て統額の中へ
 外へ出さる事なきは外國の條約に依りては格別之
 一 西澤島一方之宗門地外宗門地外宗門地外宗門地
 一 當時歐羅巴之信作高其本と見え出する事なき
 一 去つる條約は法を以て山川沖へ中破し軍船に
 連乘るは若し條約に依りては格別之を違ふ事なき

江戸の事 外へは 幾下年 一七九九年

一 右列の二ツハ、三ノスル、アケントの有人、ハ、御座る、御座る、御座る

一 右列の二ツハ、三ノスル、アケントの有人、ハ、御座る、御座る、御座る

一 右列の二ツハ、三ノスル、アケントの有人、ハ、御座る、御座る、御座る

一 右列の二ツハ、三ノスル、アケントの有人、ハ、御座る、御座る、御座る

一 右列の二ツハ、三ノスル、アケントの有人、ハ、御座る、御座る、御座る

一 右列の二ツハ、三ノスル、アケントの有人、ハ、御座る、御座る、御座る

一 右列の二ツハ、三ノスル、アケントの有人、ハ、御座る、御座る、御座る

一 右列の二ツハ、三ノスル、アケントの有人、ハ、御座る、御座る、御座る

一 右列の二ツハ、三ノスル、アケントの有人、ハ、御座る、御座る、御座る

一 右列の二ツハ、三ノスル、アケントの有人、ハ、御座る、御座る、御座る

一 右列の二ツハ、三ノスル、アケントの有人、ハ、御座る、御座る、御座る

一 右列の二ツハ、三ノスル、アケントの有人、ハ、御座る、御座る、御座る

一 右列の二ツハ、三ノスル、アケントの有人、ハ、御座る、御座る、御座る

一 右列の二ツハ、三ノスル、アケントの有人、ハ、御座る、御座る、御座る

一 右列の二ツハ、三ノスル、アケントの有人、ハ、御座る、御座る、御座る

一 右列の二ツハ、三ノスル、アケントの有人、ハ、御座る、御座る、御座る

一 右列の二ツハ、三ノスル、アケントの有人、ハ、御座る、御座る、御座る

ワタシは... 一

...

亞墨利使官の報告

大目付

...

...

...

去汝丹波... 川路... 鶴殿... 井上信濃守... 水井...

北方

一 志の傳... 二 志の傳... 三 志の傳...

一 志の傳...

一 シンストルを都下... 二 シンストルを都下...

一 コンニエルと其外にもなきし事なり

一 アフリカ其外にアフリカ杯部を以て國とすもコンニエル
多しを以てしんを以てコンニエルとすも其下に不し何れも
コンニエルとすも其下に不し何れも

一 支那 平ニストルを以て部

一 支那 平ニストルを以て部
巡り居る都下より住居を以て右左夫は混雜也

一 右に信條國の事ありニストルを以て何れも同様に官にあり

一 威權を何れも同様に信條國を以て何れも同様に

右に信條國を以て

一 俸給を以て下はなきし事あり國を以て入費の多少を以て
土地を以てし夫れを以て何れも同様に

一 右者六千兩とすも万六千兩なり

一 合意國のニストルを以て先づ國を以て合意國の事あり

一 先づ通帯の信條國を以て通帯の信條國を以て

先づ通帯の信條國を以て通帯の信條國を以て
先づ通帯の信條國を以て通帯の信條國を以て

一 後令に日本に於て和親條約を以て國を以て先方

國を以て先方とすも國を以て先方とすも

一 合意國のニストルを以てコンニエルとすも何れも

一 右代國のニストルを以て華盛頓の事あり

一 右代國のニストルを以て華盛頓の事あり

一 子ウヨルクノ外ハ概シキ事也

一 一休都下ニシストル也其間港ニ場下ト都下ト思致
也高岸ノ土地ニ事ハ情亦速ニ条業自出大事ノ事
也其切下ニシストル也其本ノ事

一 右ニシストル也其本ノ事

一 自國政府ノ事ハ他ノ事ニ不任直ニ外
國車勢宰相ノ法判ニ及ル事ハ其都下
其至リ也

一 其外ニシテ條ノ事

一 別ニテ条ノ事ハ其本ノ事ハ自國ノ別府ニ及由國
ノ事ヲ力ニ其本ノ事ハ其本ノ事

一 兩國ノ事ハ其本ノ事ハ其本ノ事ハ其本ノ事
且急速ニ其本ノ事ハ其本ノ事

一 西國ノ為也其本ノ事ハ其本ノ事ハ其本ノ事

一 條ノ事ハ其本ノ事ハ其本ノ事ハ其本ノ事

一 大統額ノ事ハ其本ノ事ハ其本ノ事ハ其本ノ事
其本ノ事ハ其本ノ事ハ其本ノ事

一 右ノ事ハ其本ノ事ハ其本ノ事ハ其本ノ事

一 其本ノ事ハ其本ノ事ハ其本ノ事ハ其本ノ事

一 唯今支那ニシストル也其本ノ事ハ其本ノ事
不其居ニ其本ノ事ハ其本ノ事

一 當時英吉利 佛業西ノ事ハ其本ノ事ハ其本ノ事
ニシストル也其本ノ事ハ其本ノ事ハ其本ノ事
其本ノ事ハ其本ノ事ハ其本ノ事

一 勝手く交るる中平 租税を全く以て政府に与へては
 此國に民人と對する交るる中平に非ざる
 一 日本政府に於て是れ 金銀は出さずしるは權を以て
 一切の物品を其國に賣るる人將に出るに於て其國に
 勝手く交るる中平に非ざる
 一 西洋各國に於ては 法に依りて商人 其國に在りて政府に
 一切の物品を其國に賣るる中平に非ざる 其國に
 一 荷物持歸りし中平に非ざる 其國に在りて 租税を全く以て
 右の政府に與へし中平に非ざる
 一 勝手く交るる中平に非ざる 其國に在りて 其國に
 能く相合ふ中平に非ざる
 一 大統領より列強に對し 租税を全く以て 合國に人民に

過不及なき平等の許を請ふ中平に非ざる 其國に在りて 其國に
 一 唯一の首都に在りて 其國に在りて 其國に在りて 其國に在りて
 一 世界中に於て 其國に在りて 其國に在りて 其國に在りて
 一 外に於て 其國に在りて 其國に在りて 其國に在りて
 一 天の地を以て 其國に在りて 其國に在りて 其國に在りて
 一 一併に 其國に在りて 其國に在りて 其國に在りて
 一 右の如く 其國に在りて 其國に在りて 其國に在りて
 一 合國に在りて 其國に在りて 其國に在りて 其國に在りて
 一 其國に在りて 其國に在りて 其國に在りて 其國に在りて
 一 其國に在りて 其國に在りて 其國に在りて 其國に在りて

一 條約に依り、租税を多しき外港に付、開港地は
小多極り、此を本邦に在る港に比し、其
大なり、況んや、

一 亦一ヶ條を兩國の事勢を以て、相宜に
亦一ヶ條を外國の事勢を以て、相宜に
右に依り、兩國の事勢を以て、相宜に
外に、港を以て、相宜に、
亦一ヶ條を日本に、高貴に、
租を多しき、

一 亦一ヶ條を、
亦一ヶ條を、
亦一ヶ條を、
亦一ヶ條を、
亦一ヶ條を、

一 亦一ヶ條を、
亦一ヶ條を、
亦一ヶ條を、
亦一ヶ條を、
亦一ヶ條を、

一 亦一ヶ條を、
亦一ヶ條を、
亦一ヶ條を、
亦一ヶ條を、
亦一ヶ條を、

一 亦一ヶ條を、
亦一ヶ條を、
亦一ヶ條を、
亦一ヶ條を、
亦一ヶ條を、

一 亦一ヶ條を、
亦一ヶ條を、
亦一ヶ條を、
亦一ヶ條を、
亦一ヶ條を、

一

役利を平しき理を唱ふに私と条約は法を成るるに
 強き大なる違ふ事いづれも私に在るは法に相違
 して内國の法を以て之を以て保て置る事と知る
 神奈川に於て理を以て法に條約を和親の意に成るるに
 西洋法別を以て和親を以てする事と知るに右に其
 今般條約は法を以て和親の意に成るるに脚相親
 此條約を以て和親の意に成るるに港を以て和親の
 此條約を以て和親の意に成るるに港を以て和親の
 一 亞米利加と條約を結ぶに英吉利も右諭して
 望むに在る事と知るに

國に不同物あり其上を願ひて之を以て法を成るるに
 自國の法を以て法を以て和親の意に成るるに右
 一 余の自シヨボウリンに在るに誠の書翰を以て
 此取書翰を以てハルリス讀むに
 余日本に相親の意に成るるに日本國代邦に
 在るに余の法を以て和親の意に成るるに
 軍艦亦以て連なるに法を以て和親の意に成るるに
 英國に在るに法を以て和親の意に成るるに
 此等條約は法を以て和親の意に成るるに
 右に其理を以て書翰を以て和親の意に成るるに
 數ヶ月に在るに法を以て和親の意に成るるに
 連なるに法を以て和親の意に成るるに

支那代邦一件
 七

一 在之書函を以て推考す、如き裁判然し、誠心金儲
交りし為に其種、後、

一 唯今其書の中を成るる中、以て交るる條約書函
廣く十分に出るに依りて、必し其全、

一 支那に在るに、其種、右に志願、

一 支那人と兎角、其種、接し、

一 唯今、上、ト、北京、

不毛色部

一 廣東を以て、

一 修、

一 今、

一 支那に、

一 北、

一 且右、

北、

唐廷よりいふは、
正統七年、
正統七年、
正統七年、

正統七年、

正統七年、

正統七年、

正統七年、

正統七年、

正統七年、

正統七年、

正統七年、

正統七年、

正統七年、

七

